

就 労 第 86 号
令和 4 年 6 月 8 日

一般社団法人静岡県建設業協会長 様

静岡県経済産業部労働雇政策課長

障害者雇用企業への県入札制度等における優遇について

日頃から、本県の障害のある人の雇用推進について御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、障害のある人の雇用の促進を図ることを目的に、本県が行う入札・随意契約等において、障害のある人の雇用に積極的に取り組む事業所を優遇する制度を導入しています。

つきましては、当制度の案内チラシ及び入札優遇策（令和4年8月改定案）を添付いたしますので、事業所への周知・広報について御協力をお願いいたします。

なお、既登録事業所については、個別に更新の案内を送付しておりますので御承知おき願います。

担 当 就業支援班 川口
電話番号 054-221-2811

障害のある人を積極的に雇用する事業所は入札等の優遇が受けられます

要件を御確認の上、登録を希望される事業所は、下記により申請してください。

1 障害者雇用企業の要件

次の(1)～(3)すべてに当てはまる事業者をいいます。

- (1) 以下に掲げる業種の本県の入札参加資格のうちいずれかを有すること。
(複数の入札参加資格をお持ちの方は、それぞれの業種で登録申請できます)。
 - ア 庁舎等管理業務
 - イ 情報システム開発等
 - ウ 森林整備工事
 - エ 建設工事
 - オ 建設関連業務委託
 - カ 物品購入等 (物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格。支店、支社等で別々に入札参加資格を有する場合はそれぞれ登録が必要。)
- (2) 県内に本店、支店、営業所等の事業所を有すること。ただし、(1)カの場合は中小企業であること。
- (3) 県内の事業所における障害のある人の雇用率が令和4年6月1日現在において2.3%以上であること又は静岡県障害者就労応援団として登録されていること。

2 申請受付期間

持参又は郵送にて、随時。

3 申請に必要な書類 (申請様式は県 HP からダウンロードできます)

- (1) 障害者雇用企業登録申請書 (様式第1号)
- (2) 障害者雇用状況内訳書 (様式第1号の2)
- (3) 返信用定形封筒 (宛先を明記して84円分の切手を貼付)
- (4) 以下のいずれかの確認書類
 - ① 法定雇用義務のある企業 (常用雇用労働者43.5人以上) の場合
→ ハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写し
(直近の6月1日現在の雇用状況がわかるもの)
 - ② 法定雇用義務のない企業 (常用雇用労働者43.5人未満) の場合
→ 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の写し (1人分)
※ プライバシー保護の観点から、顔写真、障害名をマスキングした上で御提出ください。

4 登録結果について

- (1) 審査を行い適格と認めた場合には、登録を行うとともに、審査結果通知書を送付します (7月下旬発送予定)。なお、不適格となった場合には、理由を付してその旨を通知します。
- (2) 登録の有効期間は、令和4年8月1日から令和5年7月31日までです。

5 登録後の変更等

以下の場合には変更届 (様式第4号) を提出してください。

- (1) 所在地、名称、代表者に変更があったとき。
- (2) 障害者雇用企業の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 登録されている業種の営業を廃止したとき、又は他の業種を登録しようとするとき。

【提出先・お問い合わせ】

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部労働雇用政策課 就業支援班 電話 054-221-2811

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-220/syougail/yuguseido.html>

登録申請書記入要領

令和4年6月1日現在の状況を御記入ください。

○障害者雇用企業登録申請書(様式第1号)

1 名称、代表者等

入札参加資格の申請者と同一としてください。(押印不要)

2 入札参加資格登録済業種

入札参加資格をお持ちの業種にチェックを入れ、登録番号等を記入してください。

複数の入札参加資格をお持ちの場合には、1枚の申請書にまとめて記入してください。

3 県内の事業所数

障害者雇用状況内訳書(様式第1号の2、以下「内訳書」という。)に記載する事業所の数と一致させてください。

4 県内事業所の雇用状況

①「常用雇用労働者数」欄は、内訳書①事業所別常用雇用労働者数の合計を記入してください。

②「雇用障害者数」欄は、内訳書②事業所別雇用障害者数の合計を記入してください。

③「優遇基準障害者数」欄の計算方法は、小数点以下の端数を切り上げてください。

④「基準を超える障害者数」が0人以上ならば申請可能です。(マイナスになる場合は申請不可。)

○障害者雇用状況内訳書(様式第1号の2)

県内に本店、支店、営業所等の事業所が複数ある場合には、事業所別にすべて記入してください。

また、法定雇用率達成以上の取組をされている事業所への優遇制度であるため、ハローワーク提出の「障害者雇用状況報告書」とは障害のある人の数え方が異なります。

1 「常用雇用労働者数」

下記のように1年以上継続して雇用される者を記入してください。

(ただし、週の労働時間が20時間未満の者を除く。)

① 雇用期間の定めのない労働者

② 雇用期間に定めのある労働者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上①と同様の状態にあると認められる者

③ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上①と同様の状態にあると認められる者

2 「雇用障害者数」

(ア)～(ウ)の合計を記入してください。

(ア)、(イ)、(ウ)には、次のように各区分に定める要件に該当する者を記入してください。

区 分	要 件
(ア) 身体障害のある人	原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者及び7級の障害を2つ以上重複している者
(イ) 知的障害のある人	○療育手帳の交付を受けている者 ○児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第9条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者
(ウ) 精神障害のある人	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

注1: 重度障害者は、ダブルカウントせず実人数で計上。

注2: 週20時間以上30時間未満の短時間労働者は、0.5人として計上。ただし、令和5年3月31日までに雇い入れられた精神障害のある短時間労働者は、新規雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者は、1人として計上。

注3: 雇用状況の確認のために、様式に記載の確認書類を添付してください。

○ 入札優遇策（令和4年8月改定案）

業種等〔所管課〕		優遇内容
庁舎等管理業務 〔経営管理部資産経営課〕		各発注者において、庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の審査付与数値に、追加点数5点を別枠で付与する。
情報システム開発等の業務 〔知事直轄組織デジタル戦略局 電子県庁課〕		少額の随意契約を含み、業者選定に当たっては、配慮すべき事業者として勘案する。 <hr/> 総合評価落札方式等で行う入札などで、障害者雇用に関する項目を追加し加点する。
森林整備工事 〔経済産業部森林保全課〕		治山事業で実施する森林整備工事の指名競争入札における指名業者選定において、配慮すべき企業として勘案する。
入札参加資格	建設工事 〔交通基盤部建設業課〕	令和3年・4年度の建設工事入札参加資格において、総合点数への加点を行なう（※）。 ※令和2年12月31日時点において、「障害者雇用企業登録者名簿」（静岡県経済産業部）に登載されている建設業者に対し加点する。
入札方式等	建設工事 〔交通基盤部 建設技術監理センター〕	総合評価落札方式（価格だけでなく企業の技術提案等の内容を総合的に考慮して落札者を決定する方法）において、「障害者雇用企業登録者名簿」（静岡県経済産業部）に登録されていることを評価項目とする。
	建設工事、 建設関連業務委託 〔交通基盤部建設業課〕	指名競争入札における指名業者選定において、「障害者雇用企業登録者名簿」（静岡県経済産業部）に登録されていることを評価項目とする。
物品の購入、製造請負、 印刷等 〔出納局用度課〕		指名競争入札参加者の選定にあたり、「障害者雇用企業登録者名簿」に登録されている企業は、選定条件の全部を満たしていなくても、納入に支障がないと判断した場合には優遇により指名することができる。

障害者雇用企業登録申請書

年 月 日

静岡県知事 様

所在地

名称

代表者名

電話

下記のとおり障害者雇用企業の登録を受けたいので、申請します。
 なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

<p>1 入札参加資格 登録済業種(番号)</p> <p>※複数記載可能</p> <p>該当する業種にレ点及び 番号等をご記入ください。</p>	<p><input type="checkbox"/>庁舎等管理業務 (名簿番号)</p> <p><input type="checkbox"/>情報システム開発等</p> <p><input type="checkbox"/>森林整備工事 (認定番号)</p> <p><input type="checkbox"/>建設工事 (許可番号・炬)</p> <p><input type="checkbox"/>建設関連業務委託</p> <p><input type="checkbox"/>物品購入等 (登録番号)</p>
<p>2 県内の事業所数</p>	<p>事業所</p>
<p>3 県内事業所の雇用状況(6月1日現在:様式第1号の2「障害者雇用状況内訳書」の合計)</p>	
<p>①常用雇用労働者数</p>	<p>(様式第1号の2①) 人</p>
<p>②雇用障害者数</p>	<p>(様式第1号の2②) 人</p>
<p>③優遇基準障害者数</p>	<p>①×2.3% <u>小数点以下は切り上げ</u> 人</p>
<p>④基準を超える障害者数</p>	<p>②-③ 人</p>

担当者	所 属	
	氏 名	
	電 話	

※本申請書(別紙「障害者雇用状況内訳書」を含む)に記載された個人情報、登録審査・審査結果の通知及び審査のための事務連絡に使用します。

障害者雇用状況内訳書

名 称	
所 在 地	

区 分	合計	事業所別の内容（静岡県内の事業所のみ記載）					
事業所の名称							
①常用雇用労働者数	人 ※	人	人	人	人	人	人
②雇用障害者数	人	人	人	人	人	人	人
（ア） 身体障害のある人	人	人	人	人	人	人	人
（イ） 知的障害のある人	人	人	人	人	人	人	人
（ウ） 精神障害のある人	人	人	人	人	人	人	人

● 以下のいずれかの確認書類を添付してください。

- ① 法定雇用義務のある企業（常用雇用労働者 43.5 人以上）の場合
→ ハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写し
（直近の6月1日現在の雇用状況がわかるもの）
- ② 法定雇用義務のない企業（常用雇用労働者 43.5 人未満）の場合
→ 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の写し（1人分）

【手帳の写しの提出にあたっての注意事項】

- ・使用目的を障害のある人本人に伝え、承諾を得てください。
- ・プライバシー保護の観点から、顔写真、障害名をマスキングした上で御提出ください。
- ・障害のある人の確認にあたっては、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン（平成17年11月4日付け厚生労働省職業安定局長通知、職高発第1104001号）」に従い、適正な把握、確認に努めてください。

※ 用紙が不足する場合は、記入前にコピーして作成してください。

障害者雇用企業審査結果通知書

年 月 日

所在地

名称

静岡県知事

印

次のとおり審査結果を通知します。

審査結果	・登録する ・登録しない (理由:)
登録業種	
登録期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第4号

登録事項変更届

年 月 日

静岡県知事 様

所在地

名称

代表者名

次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日